

地方税法施行規則及び普通交付税に関する省令の一部を改正する省令 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

第一条による改正 (地方税法施行規則 (昭和二十九年総理府令第二十三号))

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>(政令附則第三十一条第五項に規定する総務省令で定める書類)</p> <p>第二十二條の二 政令附則第三十一条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>一 法附則第五十一条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類</p> <p>イ 法附則第五十一条第一項に規定する被災家屋 (以下この号において「被災家屋」という。) 又は同条第二項に規定する従前の土地 (以下この号において「従前の土地」という。) の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該被災家屋又は当該従前の土地の所在地を記載した書類並びに当該被災家屋が東日本大震災 (法附則第四十二条第一項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。) により被害を受けたことについて当該被災家屋の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災家屋が東日本大震災により滅失し、又は損壊した旨を証する書類</p>	<p>附 則</p>

ロ 被災家屋の床面積及び法附則第五十一条第一項に規定する代替家屋（以下ロにおいて「代替家屋」という。）の床面積を証する書類又は従前の土地の面積及び代替家屋の敷地の用に供する土地の面積を証する書類

ハ 政令附則第三十一条第一項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第二項第二号から第四号までに掲げる者（以下ハにおいて「相続人等」という。）が、法附則第五十一条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、イ及びロに掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人の登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

ニ 政令附則第三十一条第二項第三号に掲げる者が、法附則第五十一条第二項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、イからハまでに掲げるもののほか、政令附則第三十一条第二項第一号に掲げる者と同居する予定であることを約する書類

二 法附則第五十一条第三項又は第四項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 法附則第五十一条第三項に規定する対象区域内家屋（以下この号において「対象区域内家屋」という。）又は同条第四項に規定する対象土地（以下この号において「対象土地」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内家屋又は当該対象土地の所在地を記載した書類並びに当該対象区域内家屋を同条第三項又は第四項に規定する警戒区域設定指示が行われた日において所有していた旨を証する書類

ロ 対象区域内家屋の床面積及び法附則第五十一条第三項に規定する代替家屋（以下ロにおいて「代替家屋」という。）の床面積を証する書類又は対象土地の面積及び代替家屋の敷地の用に供する土地の面積を証する書類

ハ 政令附則第三十一条第三項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第四項第二号から第四号までに掲げる者（以下ハにおいて「相続人等」という。）が、法附則第五十一条第三項又は第四項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、イ及びロに掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人の登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

ニ 政令附則第三十一条第四項第三号に掲げる者が、法附則第五十一条第四項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、イからハまでに掲げるもののほか、政令附則第三十一条第四項第一号に掲げる者と同居する予定であることを約する書類

（政令附則第三十二条第五項に規定する総務省令で定める書類）

第二十三条 政令附則第三十二条第一項に規定する者が法附則第五十二条

第一項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十二条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 次に掲げる事項を記載した書類
- イ 被災自動車（法附則第五十二条第一項に規定する被災自動車をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第百十四条第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この号におい

（政令附則第三十二条第二項の総務省令で定める書類）

第二十三条 政令附則第三十二条第二項

に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 次に掲げる事項を記載した書類
- イ 被災自動車（法附則第五十二条第一項に規定する被災自動車をいう。以下この条において同じ。）の所有者（法第百十四条第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この号におい

て同じ。)の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所
の所在地、当該被災自動車の自動車登録番号又は車両番号及び主た
る定置場並びに当該被災自動車が営業用又は自家用のいずれである
かの別

ロ 略

ハ 当該被災自動車の所有者につき、既に法附則第五十二条第一項の
規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車、同条第二項(東日
本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための
地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助
成に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九十六
号。以下「地方税法等改正法」という。)附則第二条の規定により
読み替えて適用される場合を含む。以下ハ及び次項第一号ハにおい
て同じ。)の規定の適用を受けた法附則第五十二条第二項に規定す
る代替自動車又は同条第三項(地方税法等改正法附則第二条の規定
により読み替えて適用される場合を含む。以下ハ及び次項第一号ハ
において同じ。)の規定の適用を受けた法附則第五十二条第三項に
規定する他の自動車がある場合にはその台数、自動車登録番号又は
車両番号及び車台番号

ニ 略

二 略

2 | 政令附則第三十二条第三項又は第四項に規定する者が法附則第五十二
条第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合における政令附
則第三十二条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書

て同じ。)の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所
の所在地、当該被災自動車の自動車登録番号又は車両番号及び主た
る定置場並びに当該被災自動車が営業用又は自家用のいずれである
かの別

ロ 略

ハ 当該被災自動車の所有者につき、既に法附則第五十二条第一項の
規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

がある場合にはその台数、自動車登録番号又は
車両番号及び車台番号

ニ 略

二 略

類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車（法附則第五十二条第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車をいう。以下同じ。）の同項各号又は同条第三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者（法第百十四条第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該対象区域内用途廃止等自動車の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十二条第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする自動車（以下この号において「申請自動車」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該申請自動車の自動車登録番号又は車両番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車の所有者につき、既に法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車、同条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車又は同条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車がある場合にはその台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

ニ 当該対象区域内用途廃止等自動車の法附則第五十二条第二項各号

- 又は第三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所在地
- ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二項第二号に掲げる自動車に該当する場合にあつては、同号に規定する警戒区域設定指示が解除された日
- ヘ 当該対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二項第三号に掲げる自動車に該当する場合にあつては、同号に規定する移動させた日
- ト 当該対象区域内用途廃止等自動車の用途を廃止し、法附則第五十条第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し又は解体した日
- チ イからトまでに規定するもののほか、申請自動車の対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと認めるに際し、法附則第五十二条第二項又は第三項に規定する道府県知事が必要と認める事項
- 二 次に掲げるいずれかの書類
- イ 政令附則第三十二条の二第二項に規定する主たる定置場所在の道府県の知事が法附則第五十四条第七項に規定する対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつたことを証する書類
- ロ 政令附則第三十四条第十項に規定する主たる定置場所在の市町村の長が法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内自動車に対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつたことを証する書類
- ハ 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

(1) 対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二項第二号に掲げる自動車（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合
道路運送車両法第二十二條第一項に規定する登録事項等証明書（2）から（4）までにおいて「登録事項等証明書」という。）であつて解体した自動車の対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつたことを証するもの又は同法第七十二条の三に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面（2）から（4）までにおいて「検査記録事項等証明書」という。）であつて解体した自動車の対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつたことを証するもの及び当該自動車を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車を解体したことを証する書類

(2) 対象区域内用途廃止等自動車法附則第五十二条第二項第三号に掲げる自動車（用途を廃止したものに限る。）に該当する場合
登録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車の対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車を対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつたことを証するもののうち用途を廃止した日の記載がされているもの及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合にあつては、当該移動させた日を確認するため同項又は同条第三項に規定する道府県知事が適当と認める書類。以下この号において同じ

。)
(3) 対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二項第三号に掲げる自動車（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合
登録事項等証明書であつて解体した自動車の対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて解体した自動車の対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつたことを証するもの、同号に規定する移動させた日を証する書類及び当該自動車を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車を解体したことを証する書類

(4) (1)から(3)までに掲げる場合以外の場合 登録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車の対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車の対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつたことを証するものうち用途を廃止した日の記載がされているもの

三 政令附則第三十二条第三項第二号及び第三号又は同条第四項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十二条第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

(政令附則第三十二条の二に規定する総務省令で定める書類)

第二十三条の二 政令附則第三十二条の二第一項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車の法附則第五十二条第三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者（法第百十四条第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該対象区域内用途廃止等自動車の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十四条第三項の規定の適用を受けようとする自動車（以下この号において「申請自動車」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該申請自動車の自動車登録番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該申請自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車の所有者につき、既に法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車、同条第二項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車又は同項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十二条第三項に規定す

- 2 |
- る他の自動車がある場合にはその台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号
- 二 | 当該対象区域内用途廃止等自動車の法附則第五十二条第三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所在地
- ホ | 当該対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二項第二号に掲げる自動車に該当する場合にあつては、同号に規定する警戒区域設定指示が解除された日
- ヘ | 当該対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二項第三号に掲げる自動車に該当する場合にあつては、同号に規定する移動させた日
- ト | 当該対象区域内用途廃止等自動車の用途を廃止し、法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し又は解体した日
- チ | イからトまでに規定するもののほか、申請自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと認めるに際し、法附則第五十四条第三項に規定する道府県の知事が必要と認める事項
- 二 | 法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けたことを証する書類
- 三 | 政令附則第三十二条第四項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十四条第三項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類
- 政令附則第三十二条の二第二項に規定する総務省令で定める書類は、

次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車の所有者（法第百十四条第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。ロにおいて同じ。）

の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該対象区域内用途廃止等自動車の自動車登録番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車に営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 当該対象区域内用途廃止等自動車の法附則第五十四条第七項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者の氏名又は名称

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車の法附則第五十四条第七項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所在地

ニ 当該対象区域内用途廃止等自動車に法附則第五十二条第二項第二号に掲げる自動車に該当する場合には、同号に規定する警戒区域設定指示が解除された日

ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車に法附則第五十二条第二項第三号に掲げる自動車に該当する場合には、同号に規定する移動させた日

ヘ 当該対象区域内用途廃止等自動車の用途を廃止し、法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し又は解体した日

ト イからへまでに規定するもののほか、法附則第五十四条第七項に

規定する対象区域内自動車を対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつたと認めるに際し、当該対象区域内自動車の主たる定置場所所在の道府県の知事が必要と認める事項

二 道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書であつて当該対象区域内自動車を対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつたことを証するもの

三 対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二項第二号に掲げる自動車に該当する場合にあつては、当該自動車を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車を解体したことを証する書類

四 対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二項第三号に掲げる自動車に該当する場合にあつては、同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合にあつては、当該移動させた日を確認するため当該自動車の主たる定置場所所在の道府県の知事が適当と認める書類）及び当該自動車を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車を解体したことを証する書類

（政令附則第三十三条第四項第一号に規定する総務省令で定める面積等

第二十四条 略

2～9 略

10 政令附則第三十三条第十五項の規定の適用について、同項中被災家屋

（政令附則第三十三条第四項第一号に規定する総務省令で定める面積等

第二十四条 略

2～9 略

10 政令附則第三十三条第十五項の規定の適用について、同項中被災家屋

(同条第十四項第一号に規定する被災家屋をいう。第十二項第二号において同じ。)で区分所有に係る家屋であるもの又は同条第十五項第二号に掲げる区分所有に係る家屋の専有部分の床面積の算定に関しては、これらの家屋に共用部分がある場合には、その部分の床面積をこれを共用していた又は共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。

11) 政令附則第三十三条第二十五項の規定の適用について、同項中対象区域の家屋(同条第二十三項第一号に規定する対象区域内家屋をいう。次項第四号において同じ。)で区分所有に係る家屋であるもの又は同条第二十四項第二号に掲げる区分所有に係る家屋の専有部分の床面積の算定に関しては、これらの家屋に共用部分がある場合には、その部分の床面積をこれを共用していた又は共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。

12) 政令附則第三十三条第二十九項に規定する総務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 法附則第五十六条第十項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 被災住宅用地及び当該被災住宅用地に代わるものとして法附則第五十六条第十項の規定の適用を受けようとする土地(以下この号において「代替土地」という。)の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該被災住宅用地及び

(同条第十四項第一号に規定する被災家屋をいう。次項)において同じ。)で区分所有に係る家屋であるもの又は同条第十五項第二号に掲げる区分所有に係る家屋の専有部分の床面積の算定に関しては、これらの家屋に共用部分がある場合には、その部分の床面積をこれを共用していた又は共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。

11) 政令附則第三十三条第二十項に規定する総務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 法附則第五十六条第十項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 被災住宅用地及び当該被災住宅用地に代わるものとして法附則第五十六条第十項の規定の適用を受けようとする土地(以下この号において「代替土地」という。)の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該被災住宅用地及び

当該代替土地の所在地を記載した書類並びに当該被災住宅用地に存する法第三百四十九条の三の二第一項に規定する家屋（以下この号において「被災住宅」という。）が東日本大震災

により被害

を受けたことについて当該被災住宅用地の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災住宅が東日本大震災により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

ロ・ホ 略

二 法附則第五十六条第十一项又は第十二項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 被災家屋又は政令附則第三十三条第十七項第一号に規定する被災償却資産（以下この号において「被災償却資産」という。）を所有していた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所所在地並びに当該被災家屋又は被災償却資産の所在地を記載した書類並びに当該被災家屋又は被災償却資産が東日本大震災により被害を受けたことについて当該被災家屋又は被災償却資産の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災家屋又は被災償却資産が東日本大震災により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

ロ・ハ 略

三 法附則第五十六条第十三項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 対象区域内住宅用地（法附則第五十六条第十三項に規定する対象区域内住宅用地をいう。以下この号において同じ。）及び当該対象

代替土地の所在地

並びに当該被災住宅用地に存

する法第三百四十九条の三の二第一項に規定する家屋（以下この号において「被災住宅」という。）が東日本大震災（法附則第四十二

条第一項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）により被害

を受けたことについて当該被災住宅用地の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災住宅が東日本大震災により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

ロ・ホ 略

二 法附則第五十六条第十一项又は第十二項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 被災家屋又は政令附則第三十三条第十七項第一号に規定する被災償却資産（以下この号において「被災償却資産」という。）を所有していた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所所在地、当該被災家屋又は被災償却資産の所在地を記載した書類並びに当該被災家屋又は被災償却資産が東日本大震災により被害を受けたことについて当該被災家屋又は被災償却資産の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災家屋又は被災償却資産が東日本大震災により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

ロ・ハ 略

区域内住宅用地に代わるものとして同項の規定の適用を受けようとする土地（以下この号において「代替土地」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内住宅用地及び当該代替土地の所在地を記載した書類並びに当該対象区域内住宅用地を同項に規定する警戒区域設定指示が行われた日において同項に規定する警戒区域設定指示区域内に所有していた旨を証する書類

ロ 対象区域内住宅用地が平成二十三年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三の二の規定の適用を受けたことを証する書類及び代替土地を同条第一項に規定する住宅用地として使用する予定であることを約する書類

ハ 対象区域内住宅用地の面積（当該対象区域内住宅用地が共有物であるときは、政令附則第三十三条第二十項第一号に掲げる者が有していた当該対象区域内住宅用地に係る持分の割合に応ずる対象区域内住宅用地の面積）及び代替土地の面積（当該代替土地が共有物であるときは、同項各号に掲げる者が有している持分の割合に応ずる代替土地の面積）を証する書類

ニ 政令附則第三十三条第二十項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十六条第十三項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、この号のイからハまでに掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

ホ 政令附則第三十三条第二十項第三号に掲げる者が、法附則第五十六條第十三項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、この号のイからニまでに掲げるもののほか、政令附則第三十三条第二十項第一号に掲げる者と同居する予定であることを約する書類

四 法附則第五十六條第十四項又は第十五項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 対象区域内家屋又は法附則第五十六條第十五項に規定する対象区域内償却資産（以下この号において「対象区域内償却資産」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所所在地並びに当該対象区域内家屋又は対象区域内償却資産の所在地を記載した書類並びに当該対象区域内家屋を同条第十四項に規定する警戒区域設定指示が行われた日において同項に規定する警戒区域設定指示区域内に所有していた旨を証する書類又は当該対象区域内償却資産を同条第十五項に規定する警戒区域設定指示区域内に所有していた日において同項に規定する警戒区域設定指示区域内に所有していた旨を約する書類

ロ 対象区域内家屋又は対象区域内償却資産が平成二十三年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の対象区域内家屋又は対象区域内償却資産が存したことを証する書類及び対象区域内家屋又は対象区域内償却資産に代わるものとして法附則第五十六條第十四項又は第十五項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産の詳細を明らかにする書類

ハ 政令附則第三十三条第二十三項第二号から第四号までに掲げる者

又は同条第二十六項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十六條第十四項又は第十五項の規定の適用を受けようとする場合に於ては、この号のイ及びロに掲げるもののほか、政令附則第三十三條第二十三項第二号から第四号まで又は同条第二十六項第三号若しくは第四号に掲げる者に於ては戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書、同項第二号に掲げる者に於ては対象区域内償却資産に係る売買契約書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

（政令附則第三十四條第九項に規定する総務省令で定める書類）

第二十五條 政令附則第三十二條第一項に規定する者が法附則第五十七條第一項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四條第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ・ロ 略

ハ 当該被災自動車の所有者につき、次に掲げる自動車（法第百十三條第一項の自動車をいう。以下この項において同じ。）がある場合には、当該自動車の台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

号
(1) 既に法附則第五十二條第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(2) 既に法附則第五十二條第二項（地方税法等改正法附則第二條の

（政令附則第三十四條第三項の 総務省令で定める書類）

第二十五條 政令附則第三十二條第一項に規定する者が法附則第五十七條第一項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四條第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ・ロ 略

ハ 当該被災自動車の所有者につき、既に法附則第五十七條第一項の規定の適用を受けた同項に規定する被災自動車に代わるものと市町村長が認める軽自動車がある場合にはその台数、車両番号及び車台番号

規定により読み替えて適用される場合を含む。以下(2)及び第四項
第一号ハ(2)において同じ。)の規定の適用を受けた法附則第五十
二条第二項に規定する代替自動車

(3) 既に法附則第五十二条第三項(地方税法等改正法附則第二条の
規定により読み替えて適用される場合を含む。以下(3)及び第四項
第一号ハ(3)において同じ。)の規定の適用を受けた法附則第五十
二条第三項に規定する他の自動車

(4) 既に法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けた同項に規定
する被災自動車に代わるものと市町村長が認める軽自動車(①に
掲げる代替自動車を除く。)

(5) 既に法附則第五十七条第四項(地方税法等改正法附則第二条の
規定により読み替えて適用される場合を含む。以下(5)及び第四項
第一号ハ(5)において同じ。)の規定の適用を受けた法附則第五十
七条第四項に規定する対象区域内用途廃止等自動車に代わるもの
と市町村長が認める軽自動車(②に掲げる代替自動車を除く。)

(6) 既に法附則第五十七条第五項(地方税法等改正法附則第二条の
規定により読み替えて適用される場合を含む。以下(6)及び第四項
第一号ハ(6)において同じ。)の規定の適用を受けた法附則第五十
七条第五項に規定する他の軽自動車(③に掲げる他の自動車を除
く。)

二
略

二 申請軽自動車について法附則第五十二条第一項の規定の適用を受け
たことを道府県知事が証する書類又は道路運送車両法第二十二條第一

二
略

二 申請軽自動車について法附則第五十二条第一項の規定の適用を受け
たことを道府県知事が証する書類又は道路運送車両法第二十二條第一

項に規定する登録事項等証明書（第四項第二号において「登録事項等証明書」という。）若しくは同法第七十二条の三に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面（第四項第二号において「軽自動車検査記録事項等証明書」という。）であつて滅失し、又は損壊した自動車が被災自動車であることを証するもの

三・四 略

2 政令附則第三十四条第一項に規定する者が法附則第五十七条第二項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ・ロ 略

ハ 当該被災二輪自動車等の所有者につき、既に法附則第五十七条第

二項の規定の適用を受けた被災二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める同項に規定する二輪自動車等、同条第六項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）以下ハ及び第五項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた

法附則第五十七条第六項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等又は同条第七項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）以下ハ及び第五項第一号ハにおいて同じ。）の規定の

適用を受けた法附則第五十七条第七項に規定する他の二輪自動車等がある場合にはその台数、車両番号又は標識番号及び車台番号

二 略

項に規定する登録事項等証明書
若しくは同法第七十二条の三に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面
であつて滅失し

三・四 略

2 政令附則第三十四条第一項に規定する者が法附則第五十七条第二項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ・ロ 略

ハ 当該被災二輪自動車等の所有者につき、既に法附則第五十七条第

二項の規定の適用を受けた被災二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める同項に規定する二輪自動車等

がある場合にはその台数、車両番号又は標識番号及び車台番号

二 略

二 被災二輪自動車等が二輪の小型自動車の場合にあつては、道路運送車両法第七十二条の三に規定する二輪自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面（第五項第三号において「二輪自動車検査記録事項等証明書」という。）であつて滅失し、又は損壊した二輪の小型自動車が被災二輪自動車等であることを証するもの

三・四 略

3 政令附則第三十四条第二項に規定する者が法附則第五十七条第三項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ・ロ 略

ハ 当該被災小型特殊自動車の所有者につき、既に法附則第五十七条第三項の規定の適用を受けた被災小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車、同条第八項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下ハ及び第六項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十七条第八項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車又は同条第九項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下ハ及び第六項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十七条第九項に規定する他の小型特殊自動車がある場合にはその台数、標識番号及び車台番号

二 略

二 被災二輪自動車等が二輪の小型自動車の場合にあつては、道路運送車両法第七十二条の三に規定する二輪自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面

であつて滅失し、又は損壊した二輪の小型自動車が被災二輪自動車等であることを証するもの

三・四 略

3 政令附則第三十四条第二項に規定する者が法附則第五十七条第三項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ・ロ 略

ハ 当該被災小型特殊自動車の所有者につき、既に法附則第五十七条第三項の規定の適用を受けた被災小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車

ある場合にはその台数、標識番号及び車台番号

二 略

4| 政令附則第三十二条第三項又は第四項に規定する者が法附則第五十七
条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合における政令附
則第三十四条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書
類とする。

一| 次に掲げる事項を記載した書類

イ| 対象区域内用途廃止等自動車の法附則第五十二条第二項各号又は
第三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者（
法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規
定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所
又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該対象区域内用途廃止
等自動車の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置
場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車が営業用又は自家用のい
ずれであるかの別

ロ| 法附則第五十七条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとす
る軽自動車（二輪のものを除く。以下この項において「申請軽自動
車」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは
主たる事務所の所在地、当該申請軽自動車の車両番号、車台番号、
種別及び主たる定置場並びに当該申請軽自動車が営業用又は自家用
のいずれであるかの別

ハ| 当該対象区域内用途廃止等自動車の所有者につき、次に掲げる自
動車（法第一百三十一条の自動車という。以下この項において同
じ。）がある場合には、当該自動車の台数、自動車登録番号又は車

両番号及び車台番号

- (1) 既に法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
 - (2) 既に法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
 - (3) 既に法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
 - (4) 既に法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する被災自動車に代わるものと市町村長が認める軽自動車(①に掲げる代替自動車を除く。)
 - (5) 既に法附則第五十七条第四項の規定の適用を受けた同項に規定する対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと市町村長が認める軽自動車(②に掲げる代替自動車を除く。)
 - (6) 既に法附則第五十七条第五項の規定の適用を受けた同項に規定する他の軽自動車(③に掲げる他の自動車を除く。)
- ニ 当該対象区域内用途廃止等自動車の法附則第五十二条第二項各号又は第三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所在地
- ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車法附則第五十二条第二項第二号に掲げる自動車に該当する場合にあつては、同号に規定する警戒区域設定指示が解除された日
- ヘ 当該対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二項第三号に掲げる自動車に該当する場合にあつては、同号に規定する移動

させた日

ト 当該対象区域内用途廃止等自動車の用途を廃止し、法附則第五十二條第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し又は解体した日

チ イからトまでに規定するもののほか、申請軽自動車が対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと認めるに際し、法附則第五十七條第四項又は第五項に規定する市町村長が必要と認める事項

二 次に掲げるいずれかの書類

イ 申請軽自動車について法附則第五十二條第二項又は第三項の規定の適用を受けたことを同條第二項又は第三項に規定する道府県知事が証する書類

ロ 政令附則第三十二條の二第二項に規定する主たる定置場所在の道府県の知事が法附則第五十四條第七項に規定する対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつたことを証する書類

ハ 政令附則第三十四條第十項に規定する主たる定置場所在の市町村の長が法附則第五十七條第十三項に規定する対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつたことを証する書類

ニ 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

(1) 当該対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二條第二項第二号に掲げる自動車（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合 登録事項等証明書であつて解体した自動車が対象区域内用

途廃止等自動車に該当することとなつたことを証するもの（以下この号において「解体登録事項等証明書」という。）又は軽自動車検査記録事項等証明書であつて解体した自動車に対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつたことを証するもの（以下この号及び第七項において「解体軽自動車検査記録事項等証明書」という。）及び当該自動車を法附則第五十二条第二項第二号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車を解体したことを証する書類

(2) 当該対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二項第三号に掲げる自動車（用途を廃止したものに限る。）に該当する場合 登録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車に対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつたことを証するもの（以下この号において「用途廃止登録事項等証明書」という。）及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合にあつては、当該移動させた日を確認するため法附則第五十七条第四項又は第五項に規定する市町村長が適当と認める書類）（以下この号において「持出日証明書」という。）又は軽自動車検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車に対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつたことを証するもの（以下この号及び第七項において「用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書」という。）のうち用途を廃止した日の記載がされているもの及び持出日証明書類

(3) 当該対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二項第三号に掲げる自動車（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合 解体登録事項等証明書又は解体軽自動車検査記録事項等証明書、持出日証明書類及び当該自動車を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車を解体したことを証する書類

(4) (1)から(3)までに掲げる場合以外の場合 用途廃止登録事項等証明書又は用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書のうち用途を廃止した日の記載がされているもの

5 | 三 政令附則第三十二条第三項第二号及び第三号又は第四項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十七条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

5 | 政令附則第三十四条第四項又は第五項に規定する者が法附則第五十七条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等（法附則第五十七条第六項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等をいう。以下この項及び第八項において同じ。）の同条第六項各号又は第七項に規定する

- 警戒区域設定指示が行われた日における所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号、車台番号及び主たる定置場（当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が原動機付自転車又は軽自動車（二輪のものに限る。）であつた場合にあつては、当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号及び主たる定置場）
- ロ 法附則第五十七条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする同条第六項又は第七項に規定する二輪自動車等（以下この号において「申請二輪自動車等」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該申請二輪自動車等の車両番号又は標識番号、車台番号、種別及び主たる定置場
- ハ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の所有者につき、既に法附則第五十七条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する被災二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等、同条第六項の規定の適用を受けた同項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等又は同条第七項の規定の適用を受けた同項に規定する他の二輪自動車等がある場合にはその台数、車両番号又は標識番号及び車台番号
- ニ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の法附則第五十七条第六項各号又は第七項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所在地

ホ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合にあつては、同号に規定する警戒区域設定指示が解除された日

ヘ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合にあつては、同号に規定する移動させた日

ト 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の用途を廃止し又は解体した日

チ イからトまでに規定するもののほか、申請二輪自動車等が対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十七条第六項又は第七項に規定する市町村長が必要と認める事項

二 原動機付自転車及び軽自動車（二輪のものに限る。）について法附則第五十七条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第一号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 政令附則第三十四条第十項に規定する主たる定置場所在の市町村の長が法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内二輪自動車等が対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当することとなつたことを証する書類（以下この項において「対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書」という。）又は対象区域内用途廃止等二輪自動車等について用途を廃止した日以後再使用及び譲渡しないことを約する書面（以下この号にお

いて「誓約書」ところ。)

ロ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

(1) 当該二輪自動車等の用途を廃止した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は誓約書

(2) 当該二輪自動車等を解体した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は当該二輪自動車等を解体したことを証する書類

ハ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

(1) 当該二輪自動車等の用途を廃止した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は誓約書及び法附則第五十七条第六項第三号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合にあっては、当該移動させた日を確認するため同項又は同条第七項に規定する市町村長が適当と認める書類）（以下(2)及び第三号ハにおいて「持出日証明書類」という。）

(2) 当該二輪自動車等を解体した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は当該二輪自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

三 二輪の小型自動車について法附則第五十七条第六項又は第七項の規

定の適用を受けようとする場合にあっては、次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第一号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は二輪自動車検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した二輪の小型自動車を対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当することとなつたことを証するもの（以下この号及び第八項第三号において「用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書」という。）のうち用途を廃止した日の記載がされているもの

ロ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

(1) 当該二輪自動車等の用途を廃止した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書のうち用途を廃止した日の記載がされているもの

(2) 当該二輪自動車等を解体した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は二輪自動車検査記録事項等証明書であつて解体した二輪の小型自動車を対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当することとなつたことを証するもの（以下この号及び第八項第三号において「解体二輪自動車検査記録事項等証明書」という。）及び当該二輪自動車等を解体したことを証する書類

ハ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 次に掲げる場合の区分

に^レ応じ次に定める書類

(1) 当該二輪自動車等の用途を廃止した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書のうち用途を廃止した日の記載がされているもの及び持出日証明書

(2) 当該二輪自動車等を解体した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は解体二輪自動車検査記録事項等証明書、当該二輪自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書

四 政令附則第三十四条第四項第二号及び第三号又は第五項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十七条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、前三号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

6 政令附則第三十四条第七項又は第八項に規定する者が法附則第五十七条第八項又は第九項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車（法附則第五十七条第八項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車をいう。以下この項及び第九項において同じ。）の同条第八項各号又は第九項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者（法第四百

四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の標識番号並びに主たる定置場

ロ 法附則第五十七条第八項又は第九項の規定の適用を受けようとする小型特殊自動車（以下この号において「申請小型特殊自動車」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該申請小型特殊自動車の標識番号、車台番号、種別及び主たる定置場

ハ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の所有者につき、既に法附則第五十七条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する被災小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車、同条第八項の規定の適用を受けた同項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車又は同条第九項の規定の適用を受けた同項に規定する他の小型特殊自動車がある場合にはその台数、標識番号及び車台番号

ニ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の法附則第五十七条第八項各号又は第九項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所在地

ホ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十七条第八項第二号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合にあつては、同号に規定する警戒区域設定指示が解除された日

ヘ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十七条第

八項第三号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合にあつては、同号に規定する移動させた日

ト 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の用途を廃止し又は解体した日

チ イからトまでに規定するもののほか、申請小型特殊自動車の対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと認めるに際し、法附則第五十七条第八項又は第九項に規定する市町村長が必要と認める事項

二 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十七条第八項第一号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合にあつては、政令附則第三十四条第十項に規定する主たる定置場所在の市町村の長が法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車を対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に該当することとなつたことを証する書類（以下この項において「対象区域内用途廃止等小型特殊自動車証明書」という。）又は対象区域内用途廃止等小型特殊自動車について用途を廃止した日以後再使用及び譲渡しないことを約する書面（以下この項において「誓約書」という。）

三 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十七条第八項第二号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合で、当該小型特殊自動車の用途を廃止したときにあつては対象区域内用途廃止等小型特殊自動車証明書又は誓約書、当該小型特殊自動車を解体したときにあつては対象区域内用途廃止等小型特殊自動車証明書又は当該小型特殊自動車を解体したことを証する書類

四 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十七条第八項第三号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合で、当該小型特殊自動車の用途を廃止したときにあつては対象区域内用途廃止等小型特殊自動車証明書又は誓約書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合にあつては、当該移動させた日を確認するため同項又は同条第九項に規定する市町村長が適当と認める書類）（以下この号において「持出日証明書類」という。）は、当該小型特殊自動車を解体したときにあつては対象区域内用途廃止等小型特殊自動車証明書又は当該小型特殊自動車を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

五 政令附則第三十四条第七項第二号及び第三号又は第八項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十七条第八項又は第九項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、前各号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

7| 対象区域内軽自動車等（法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内軽自動車等をいう。以下この条において同じ。）のうち軽自動車（二輪のものを除く。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）が当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十四条第十項

に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車（軽自動車に限る。以下この項において同じ。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該対象区域内用途廃止等自動車の車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 当該対象区域内用途廃止等自動車の法附則第五十七条第十三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所在地

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車法附則第五十二条第二項第二号に掲げる自動車に該当する場合にあつては、同号に規定する警戒区域設定指示が解除された日

ニ 当該対象区域内用途廃止等自動車法附則第五十二条第二項第三号に掲げる自動車に該当する場合にあつては、同号に規定する移動させた日

ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車の用途を廃止し、法附則第五十条第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し又は解体した日

ヘ イからホまでに規定するもののほか、法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内自動車法附則第五十二条第二項第一号の規程に該当することとなつたと認めるに際し、当該対象区域内自動車の主たる定置場所在の市町村の長が必要と認める事項

二 対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二項第一号の規

定に該当する自動車であつた場合にあつては、用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書

三 対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二項第二号に掲げる自動車に該当する場合で、当該自動車の用途を廃止したときにあつては用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書、当該自動車を同号イに規定する引取業者（以下この号において「引取業者」という。）に引き渡したときにあつては解体軽自動車検査記録事項等証明書及び当該自動車を引取業者に引き渡したことを証する書類（次号において「引取証明書」という。）、当該自動車を解体したときにあつては解体軽自動車検査記録事項等証明書及び当該自動車を解体したことを証する書類

四 対象区域内用途廃止等自動車法附則第五十二条第二項第三号に掲げる自動車に該当する場合で、当該自動車の用途を廃止したときにあつては用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合にあつては、当該移動させた日を確認するため当該自動車の主たる定置場所所在の市町村の長が適当と認める書類）（以下この号において「持出日証明書」という。）（一）当該自動車を同項第三号イに規定する引取業者に引き渡したときにあつては解体軽自動車検査記録事項等証明書、引取証明書及び持出日証明書類、当該自動車を解体したときにあつては解体軽自動車検査記録事項等証明書、当該自動車を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

- 8 対象区域内軽自動車等のうち二輪自動車等（法附則第五十七条第二項に規定する二輪自動車等をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）が当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十四条第十項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 次に掲げる事項を記載した書類
- イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号、車台番号及び主たる定置場（当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が原動機付自転車又は軽自動車（二輪のものに限る。）であつた場合にあつては、当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号及び主たる定置場）
- ロ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の法附則第五十七条第三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所在地
- ハ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合にあつては、同号に規定する警戒区域設定指示が解除された日
- ニ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合にあつては、同号に規定する移動させた日

- ホ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の用途を廃止し又は解体した日
- ヘ イからホまでに規定するもののほか、法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内二輪自動車等が対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当することとなつたと認めるに際し、当該対象区域内二輪自動車等の主たる定置場所在の市町村の長が必要と認める事項
- 二 当該二輪自動車等が原動機付自転車又は軽自動車（二輪のものに限る。）である場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類
- イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第一号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等について用途を廃止した日以後再使用及び譲渡しないことを約する書面（以下この号において「誓約書」という。）
- ロ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合、当該二輪自動車等の用途を廃止したときにあつては誓約書、当該二輪自動車等を解体したときにあつては当該二輪自動車等を解体したことを証する書類
- ハ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合、当該二輪自動車等の用途を廃止したときにあつては誓約書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合にあつては、当該移動させた日を確認するため当該二輪自動車等の主たる定置場所在の市町村

の長が適当と認める書類）（以下ハにおいて「持出日証明書類」という。）
（当該二輪自動車等を解体したときにあつては当該二輪自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書類）

三 当該二輪自動車等が二輪の小型自動車である場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第一号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書

ロ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合で、当該二輪自動車等の用途を廃止したときにあつては用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書、当該二輪自動車等を解体したときにあつては解体二輪自動車検査記録事項等証明書及び当該二輪自動車等を解体したことを証する書類

ハ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合で、当該二輪自動車等の用途を廃止したときにあつては用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合にあつては、当該移動させた日を確認するため当該二輪自動車等の主たる定置場所在の市町村の長が適当と認める書類）（以下ハにおいて「持出日証明書類」という。）
（当該二輪自動車等を解体したときにあつては解体二輪自動車検査記録事項等証明書、当

該二輪自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

9) 対象区域内軽自動車等のうち小型特殊自動車の所有者（法第四百四十

二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）が当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所
在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十四条第十項に
規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の標識番号及び主たる定置場

ロ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の法附則第五十七条第十三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所在地

ハ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十七条第八項第二号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合にあつては、同号に規定する警戒区域設定指示が解除された日

ニ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十七条第八項第三号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合にあつては、同号に規定する移動させた日

ホ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の用途を廃止し又は解体した日

ヘ イからホまでに規定するもののほか、法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車が対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に該当することとなつたと認めるに際し、当該対象区域

内小型特殊自動車の主たる定置場所在の市町村の長が必要と認める事項

- 二 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十七条第八項第一号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合にあつては、対象区域内用途廃止等小型特殊自動車について用途を廃止した日以後再使用及び譲渡しないことを約する書面（以下この項において「誓約書」という。）
 - 三 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十七条第八項第二号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合で、当該小型特殊自動車の用途を廃止したときにあつては誓約書、当該小型特殊自動車を解体したときにあつては当該小型特殊自動車を解体したことを証する書類
 - 四 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十七条第八項第三号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合で、当該小型特殊自動車の用途を廃止したときにあつては誓約書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合にあつては、当該移動させた日を確認するため当該小型特殊自動車の主たる定置場所在の市町村の長が適当と認める書類）（以下この号において「持出日証明書類」という。）
- う。）、当該小型特殊自動車を解体したときにあつては当該小型特殊自動車を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

第二条による改正（普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号））

改 正 案	現 行
<p>（自動車税の基準税額の算定方法）</p> <p>第二十四条 自動車税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。</p> <p>算式</p> $(28,000円 \times \alpha) \times (A \times 0.916) + (28,500円 \times \beta) \times (B \times 0.916) + (14,600円 \times \gamma) \times (C \times 0.916) + (9,700円 \times \delta) \times D$ $(28,000円 \times \alpha) 、 (28,500円 \times \beta) 、 (14,600円 \times \gamma) \text{ 及び } (9,700円 \times \delta) \text{ に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、 } (A \times 0.916) 、 (B \times 0.916) \text{ 及び } (C \times 0.916) \text{ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。}$ <p>算式の符号</p> <p>A 前年度の3月31日現在において道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第6条に規定する自動車登録フアールに登録されている自動車の台数（大型特殊自動車、地方税法第146条の規定並びに<u>地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第30号）</u>。以下「平成23年地方税法改正法」という。）及び東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第96号。以下「平成23年地方税法等改正法</p>	<p>（自動車税の基準税額の算定方法）</p> <p>第二十四条 自動車税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。</p> <p>算式</p> $(28,000円 \times \alpha) \times (A \times 0.916) + (28,500円 \times \beta) \times (B \times 0.916) + (14,600円 \times \gamma) \times (C \times 0.916) + (9,700円 \times \delta) \times D$ $(28,000円 \times \alpha) 、 (28,500円 \times \beta) 、 (14,600円 \times \gamma) \text{ 及び } (9,700円 \times \delta) \text{ に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、 } (A \times 0.916) 、 (B \times 0.916) \text{ 及び } (C \times 0.916) \text{ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。}$ <p>算式の符号</p> <p>A 前年度の3月31日現在において道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第6条に規定する自動車登録フアールに登録されている自動車の台数（大型特殊自動車、地方税法第146条の規定及び<u>地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第30号）</u>。以下「平成23年地方税法改正法」という。）</p>

1と1.1)の施行により自動車税を課することができない自動車並びに同フレームに登録されている自動車のうち東日本大震災により滅失した自動車の台数を除く。以下この条において「課税台数」という。)のうち地方税法附則第12条の3における税率の特例の対象となる台数(以下この条において「グリーンゾーンに係る台数」という。)及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第13条第3項及び第14条第6項の規定の適用を受ける者の所有するものの台数(以下この条において「合衆国軍隊構成員等所有台数」という。)を控除した台数

_____の施行により自動車税を課することができない自動車並びに同フレームに登録されている自動車のうち東日本大震災により滅失した自動車の台数を除く。以下この条において「課税台数」という。)のうち地方税法附則第12条の3における税率の特例の対象となる台数(以下この条において「グリーンゾーンに係る台数」という。)及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第13条第3項及び第14条第6項の規定の適用を受ける者の所有するものの台数(以下この条において「合衆国軍隊構成員等所有台数」という。)を控除した台数

(固定資産税の基準税額の算定方法)

(固定資産税の基準税額の算定方法)

第三十二条 固定資産税の基準税額は、土地に係る基準税額、家屋に係る基準税額及び償却資産に係る基準税額の合算額とする。

第三十二条 固定資産税の基準税額は、土地に係る基準税額、家屋に係る基準税額及び償却資産に係る基準税額の合算額とする。

2 土地に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

2 土地に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

算式

$$[\{ (A_1 \times B_1) + (A_2 \times B_2) + (A_3 \times B_3) + (A_4 \times B_4) + (A_5 \times B_5) - C \} \times 0.014 - D - (E - F + G + H)] \times 0.735$$

$$[\{ (A_1 \times B_1) + (A_2 \times B_2) + (A_3 \times B_3) + (A_4 \times B_4) + (A_5 \times B_5) - C \} \times 0.014 - D - (E - F + G + H)] \times 0.735$$

算式の符号

算式の符号

A₁ 当該市町村の区域内に所在する土地(前年度の1月1日現在において土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録されるべきであつた土地をいう。以下この項において同じ。)のうち一般田(地方税法

A₁ 当該市町村の区域内に所在する土地(前年度の1月1日現在において土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録されるべきであつた土地をいう。以下この項において同じ。)のうち一般田(地方税法

第388条第1項に基づく固定資産評価基準（以下「固定資産評価基準」という。）第1章第2節一ただし書又は同章第2節の2の規定により評価した田以外の田をいう。以下この項において同じ。）の総地積（地方税法第348条、平成23年地方税法改正法附則第55条及び平成23年地方税法等改正法附則第55条の2の規定に該当するものを除く。）

A₂ 当該市町村の区域内に所在する土地のうち一般畑（固定資産評価基準第1章第2節一ただし書又は同章第2節の2の規定により評価した畑以外の畑をいう。以下この項において同じ。）の総地積（地方税法第348条、平成23年地方税法改正法附則第55条及び平成23年地方税法等改正法附則第55条の2の規定に該当するものを除く。）

A₃ 当該市町村の区域内に所在する土地のうち宅地（固定資産評価基準第1章第3節四及び五の規定により評価した宅地を除く（ただし、同規定ただし書の規定により評価した宅地についてはこの限りではない。）。以下この項において同じ。）の総地積（地方税法第348条、平成23年地方税法改正法附則第55条及び平成23年地方税法等改正法附則第55条の2の規定に該当するものを除く。）

A₄ 当該市町村の区域内に所在する土地のうち一般山林（固定資産評価基準第1章第7節一ただし書の規定により評価した山林以外の山林をいう。以下この項において同じ。）の総地積（地方税法第348条、平成23年地方税法改正法附則第55条及び平成23年地方税法等改正法附則第55条の2の規定に該当するものを除く。）

A₅ 当該市町村の区域内に所在する土地のうちその他の土地（一般

第388条第1項に基づく固定資産評価基準（以下「固定資産評価基準」という。）第1章第2節一ただし書又は同章第2節の2の規定により評価した田以外の田をいう。以下この項において同じ。）の総地積（地方税法第348条及び平成23年地方税法改正法附則第55条の規定に該当するものを除く。）

A₂ 当該市町村の区域内に所在する土地のうち一般畑（固定資産評価基準第1章第2節一ただし書又は同章第2節の2の規定により評価した畑以外の畑をいう。以下この項において同じ。）の総地積（地方税法第348条及び平成23年地方税法改正法附則第55条の規定に該当するものを除く。）

A₃ 当該市町村の区域内に所在する土地のうち宅地（固定資産評価基準第1章第3節四及び五の規定により評価した宅地を除く（ただし、同規定ただし書の規定により評価した宅地についてはこの限りではない。）。以下この項において同じ。）の総地積（地方税法第348条及び平成23年地方税法改正法附則第55条の規定に該当するものを除く。）

A₄ 当該市町村の区域内に所在する土地のうち一般山林（固定資産評価基準第1章第7節一ただし書の規定により評価した山林以外の山林をいう。以下この項において同じ。）の総地積（地方税法第348条及び平成23年地方税法改正法附則第55条の規定に該当するものを除く。）

A₅ 当該市町村の区域内に所在する土地のうちその他の土地（一般

田、一般畑、宅地、一般山林以外の土地をいう。)の総地積(地方
税法第348条、平成23年地方税法改正法附則第55条及び平成23年地
方税法等改正法附則第55条の2の規定に該当するものを除く。)

B₁～H 略

3 家屋に係る基準税額は、地方税法第四百二十二条の概要調書による市
町村ごとの木造、非木造別の家屋の当該年度の単位当たり平均価額に、
前年度の一月一日現在において家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳に登
録されるべきであつた家屋の床面積の木造、非木造別の合計面積(同法
第三百四十八条、平成二十三年地方税法改正法附則第五十五条及び東日
本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方
税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関す
る法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九十六号。以下「平
成二十三年地方税法等改正法」という。)附則第五十五条の二の規定に
該当するものを除く。)をそれぞれ乗じて得た額から当該年度分の同法
第三百五十一条の規定に該当する法定免税点未満のものとの価額並びに同
法第三百四十九条の三第九項から第十一項まで、第十五項、第十六項、
第十八項から第二十項まで、第二十二項から第二十四項まで、第二十六
項、第二十九項及び第三十一項から第三十三項までの規定並びに同法附
則第十五条 第一項、第五項、第八項、第九項、第十八項、第二十項、
第二十六項、第三十項、第三十一項、第三十三項から第三十六項まで、
第三十八項、第四十項、第四十一項及び第四十三項、第十五条の二第二
項、第十五条の三第一項及び第二項の規定並びに地方税法の一部を改正
する法律(昭和四十七年法律第十一号)附則第八条第三項、地方税法及

田、一般畑、宅地、一般山林以外の土地をいう。)の総地積(地方
税法第348条及び平成23年地方税法改正法附則第55条の規定
に該当するものを除く。)

B₁～H 略

3 家屋に係る基準税額は、地方税法第四百二十二条の概要調書による市
町村ごとの木造、非木造別の家屋の当該年度の単位当たり平均価額に、
前年度の一月一日現在において家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳に登
録されるべきであつた家屋の床面積の木造、非木造別の合計面積(同法
第三百四十八条及び平成二十三年地方税法改正法附則第五十五条の規定
に
該当するものを除く。)をそれぞれ乗じて得た額から当該年度分の同法
第三百五十一条の規定に該当する法定免税点未満のものとの価額並びに同
法第三百四十九条の三第九項から第十一項まで、第十五項、第十六項、
第十八項から第二十項まで、第二十二項から第二十四項まで、第二十六
項、第二十九項及び第三十一項から第三十三項までの規定並びに同法附
則第十五条 第一項、第五項、第八項、第九項、第十八項、第二十項、
第二十六項、第三十項、第三十一項、第三十三項から第三十六項まで、
第三十八項、第四十項、第四十一項及び第四十三項、第十五条の二第二
項、第十五条の三第一項及び第二項の規定並びに地方税法の一部を改正
する法律(昭和四十七年法律第十一号)附則第八条第三項、地方税法及

び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号）附則第三条第十項、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第七号）附則第八条第三項、地方税法等の一部を改正する法律（平成七年法律第四十号）附則第六条第三項、第五項及び第八項、平成十年地方税法改正法附則第六条第五項及び第九項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第八号）附則第八条第八項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号）附則第十一条第九項及び第十一项及び、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第十七号）附則第十条第二十三項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第七条第九項、第十項及び第十四項、平成十八年地方税法改正法附則第十三条第八項、第十五項、第十七項、第十八項、第二十五項及び第二十七項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第四号）附則第六条第二項、第三項、第五項、第六項及び第十一项、平成二十年地方税法改正法附則第十条第四項、第十二項及び第十七項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号）以下「平成二十一年地方税法改正法」という。）附則第八条第四項、第十項及び第十一项並びに地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第九号）以下「平成二十一年地方税法改正法」という。）附則第十一条第十九項、第二十項及び第二十二項の規定に該当する課税標準等の特例による減少額として総務大臣が調査した額を控除した額に〇・〇一四を乗じて得た額から、地方税法附則第十五条の六第一項、第十五条の七第一項、第十五条

び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号）附則第三条第十項、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第七号）附則第八条第三項、地方税法等の一部を改正する法律（平成七年法律第四十号）附則第六条第三項、第五項及び第八項、平成十年地方税法改正法附則第六条第五項及び第九項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第八号）附則第八条第八項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号）附則第十一条第九項及び第十一项及び、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第十七号）附則第十条第二十三項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第七条第九項、第十項及び第十四項、平成十八年地方税法改正法附則第十三条第八項、第十五項、第十七項、第十八項、第二十五項及び第二十七項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第四号）附則第六条第二項、第三項、第五項、第六項及び第十一项、平成二十年地方税法改正法附則第十条第四項、第十二項及び第十七項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号）以下「平成二十一年地方税法改正法」という。）附則第八条第四項、第十項及び第十一项並びに地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第九号）以下「平成二十一年地方税法改正法」という。）附則第十一条第十九項、第二十項及び第二十二項の規定に該当する課税標準等の特例による減少額として総務大臣が調査した額を控除した額に〇・〇一四を乗じて得た額から、地方税法附則第十五条の六第一項、第十五条の七第一項、第十五条

の八第一項及び第三項から第五項まで、第十五条の九第一項、第四項、第五項、第九項及び第十項、第十一条の二十三、第十六条の二第一項、第三項、第四項及び第六項の規定並びに平成十八年地方税法改正法附則第十三条第二十九項及び第三十一項並びに平成二十一年地方税法改正法附則第八条第十三項の規定により当該年度分の固定資産税から減額された額として総務大臣が調査した額を控除した額に〇・七三五を乗じて得た額とする。

(軽自動車税の基準税額の算定方法)

第三十三条 軽自動車税の基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

- 一 次の表に掲げる区分ごとの下欄の額に、軽自動車等（地方税法第四百四十二条各号に掲げるものをいい、同法第四百四十三条の規定並びに平成二十三年地方税法改正法及び平成二十三年地方税法等改正法の施行により軽自動車税を課することができないものを除く。以下同じ。）の当該年度の四月一日現在の台数（次号に規定する軽自動車等の台数を除く。）を同表の上欄の区分に従い区分し、当該区分した台数をそれぞれ乗じて得た額の合算額に〇・九七六を乗じて得た額

表 略
二 略

(平成二十三年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第十九条の十七 震災特別法第十条に規定する各都道府県における次の各

の八第一項及び第三項から第五項まで、第十五条の九第一項、第四項、第五項、第九項及び第十項、第十一条の二十三、第十六条の二第一項、第三項、第四項及び第六項の規定並びに平成十八年地方税法改正法附則第十三条第二十九項及び第三十一項並びに平成二十一年地方税法改正法附則第八条第十三項の規定により当該年度分の固定資産税から減額された額として総務大臣が調査した額を控除した額に〇・七三五を乗じて得た額とする。

(軽自動車税の基準税額の算定方法)

第三十三条 軽自動車税の基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

- 一 次の表に掲げる区分ごとの下欄の額に、軽自動車等（地方税法第四百四十二条各号に掲げるものをいい、同法第四百四十三条の規定及び平成二十三年地方税法改正法の施行により軽自動車税を課することができないものを除く。以下同じ。）の当該年度の四月一日現在の台数（次号に規定する軽自動車等の台数を除く。）を同表の上欄の区分に従い区分し、当該区分した台数をそれぞれ乗じて得た額の合算額に〇・九七六を乗じて得た額

表 略
二 略

(平成二十三年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第十九条の十七 震災特別法第十条に規定する各都道府県における次の各

号に定める収入の項目に係る減収見込額の算定の基礎は、それぞれ平成二十三年度において平成二十三年地方税法改正法、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）及び平成二十三年地方税法等改正法の施行による収入が減少する額として総務大臣が算定した額（次項において「都道府県算定基礎額」という。）とする。

- 一 道府県民税の所得割に係る減収見込額
- 二 個人が行う事業に対する事業税に係る減収見込額
- 三 不動産取得税に係る減収見込額
- 四 自動車取得税に係る減収見込額
- 五 自動車税に係る減収見込額

2
3 略

4 震災特別法第十条に規定する各市町村における次の各号に定める収入の項目に係る減収見込額の算定の基礎は、それぞれ平成二十三年度において平成二十三年地方税法改正法、震災特例法及び平成二十三年地方税法改正法の施行による収入が減少する額として総務大臣が算定した額（次項において「市町村算定基礎額」という。）とする。

- 一 市町村民税の所得割に係る減収見込額
- 二 土地に対して課する固定資産税に係る減収見込額
- 三 家屋に対して課する固定資産税に係る減収見込額
- 四 軽自動車税に係る減収見込額
- 五 自動車取得税交付金に係る減収見込額

5
7 略

号に定める収入の項目に係る減収見込額の算定の基礎は、それぞれ平成二十三年度において平成二十三年地方税法改正法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）

の施行による収入が減少する額として総務大臣が算定した額（次項において「都道府県算定基礎額」という。）とする。

- 一 道府県民税の所得割に係る減収見込額
- 二 個人が行う事業に対する事業税に係る減収見込額
- 三 不動産取得税に係る減収見込額
- 四 自動車取得税に係る減収見込額
- 五 自動車税に係る減収見込額

2
3 略

4 震災特別法第十条に規定する各市町村における次の各号に定める収入の項目に係る減収見込額の算定の基礎は、それぞれ平成二十三年度において平成二十三年地方税法改正法及び震災特例法の施行による収入が減少する額として総務大臣が算定した額（次項において「市町村算定基礎額」という。）とする。

- 一 市町村民税の所得割に係る減収見込額
- 二 土地に対して課する固定資産税に係る減収見込額
- 三 家屋に対して課する固定資産税に係る減収見込額
- 四 軽自動車税に係る減収見込額
- 五 自動車取得税交付金に係る減収見込額

5
7 略

